

令和 8 年

松戸市議会 9 月定例会議案

9 月 1 日提出

松 戸 市

目 次

認定第 1 号	令和 7 年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について	5 頁
認定第 2 号	令和 7 年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 頁
認定第 3 号	令和 7 年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について	7 頁
認定第 4 号	令和 7 年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 頁
認定第 5 号	令和 7 年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9 頁
認定第 6 号	令和 7 年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10 頁
認定第 7 号	令和 7 年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	11 頁
認定第 8 号	令和 7 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	12 頁
認定第 9 号	令和 7 年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13 頁

認定第 10 号	令和 7 年度松戸市水道事業決算の認定について	14 頁
認定第 11 号	令和 7 年度松戸市病院事業決算の認定について	15 頁
認定第 12 号	令和 7 年度松戸市下水道事業決算の認定について	16 頁
議案第 14 号	令和 8 年度松戸市一般会計補正予算（第 3 回）	別 冊
議案第 15 号	令和 8 年度松戸市一般会計補正予算（第 4 回）	別 冊
議案第 16 号	令和 8 年度松戸市介護保険特別会計補正予算 （第 1 回）	別 冊
議案第 17 号	令和 8 年度松戸市病院事業会計補正予算 （第 1 回）	別 冊
議案第 18 号	松戸市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	17 頁
議案第 19 号	職員の懲戒免除および収入役等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例等を廃止する条例の制定について	19 頁
議案第 20 号	松戸市文化スポーツ振興基金条例の制定について	37 頁
議案第 21 号	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40 頁

議案第 2 2 号	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	4 3 頁
議案第 2 3 号	松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	4 6 頁
議案第 2 4 号	松戸市病院事業の設置等に関する条例及び松戸市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5 8 頁
議案第 2 5 号	財産の取得について	6 1 頁
議案第 2 6 号	公平委員会委員の選任について	6 2 頁
議案第 2 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 3 頁
議案第 2 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 4 頁
議案第 2 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 5 頁
議案第 3 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 6 頁

認 定 第 1 号

令和7年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 2 号

令和7年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 3 号

令和7年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 4 号

令和7年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 5 号

令和7年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 6 号

令和7年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 7 号

令和7年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 8 号

令和7年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整
理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市松戸都市計画事業新松戸
駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付け
て議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特
別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特
別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 9 号

令和7年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書
（別冊）
- 2 令和7年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算審査
意見書（別冊）

認 定 第 10 号

令和7年度松戸市水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松戸市水道事業決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市水道事業決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市水道事業決算審査意見書（別冊）

認 定 第 11 号

令和7年度松戸市病院事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松戸市病院事業決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市病院事業決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市病院事業決算審査意見書（別冊）

認 定 第 12 号

令和7年度松戸市下水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松戸市下水道事業決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和7年度松戸市下水道事業決算書（別冊）
- 2 令和7年度松戸市下水道事業決算審査意見書（別冊）

議 案 第 18 号

松戸市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

地方自治法施行規則の改正に伴い、条例で引用する同令の条項を整備するため。

松戸市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

松戸市認可地縁団体印鑑条例（平成５年松戸市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（登録） 第４条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第２１条第２項</u>の規定により作成された台帳（以下「認可地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る登録事項との照合その他の審査を行い、登録するものとする。 （代理人による申請） 第９条 地方自治法施行規則<u>第１９条第１項第１号</u>上の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 ２ （略）	（登録） 第４条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１８条の３第１項</u>の規定により作成された台帳（以下「認可地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る登録事項との照合その他の審査を行い、登録するものとする。 （代理人による申請） 第９条 地方自治法施行規則<u>第１９条第１項第１号</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 ２ （略）

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議 案 第 19 号

職員の懲戒免除および収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に
関する条例等を廃止する条例の制定について

職員の懲戒免除および収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例
等を廃止する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

所期の制定目的を達成した条例を廃止するため。

職員の懲戒免除および収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 職員の懲戒免除および収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例（昭和27年松戸市条例第16号）
- (2) 市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年松戸市条例第13号）
- (3) 市長の退職手当の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第24号）
- (4) 市長の受ける給料の月額の特例に関する条例（平成13年松戸市条例第20号）
- (5) 労働基準法の施行に伴う吏職員に係わる給与の応急措置に関する条例（昭和23年松戸市条例第25号）
- (6) 私立高等学校誘致に関する条例（昭和34年松戸市条例第1号）
- (7) 学校法人の助成に関する条例（昭和44年松戸市条例第28号）
- (8) 松戸市保育手当支給条例（昭和44年松戸市条例第62号）
- (9) 平成28年度及び平成29年度に係る松戸市保育士就職支援資金貸付金の返還に係る債務を免除する条例（平成30年松戸市条例第16号）
- (10) 松戸市不燃建築促進に関する建築資金利子補給金交付条例（昭和45年松戸市条例第8号）
- (11) 松戸市不燃建築物促進のためにする金融機関の貸付けに対する保証条例（昭和46年松戸市条例第26号）
- (12) 松戸市不燃建築物促進のための助成条例（昭和46年松戸市条例第27号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の懲戒免除および収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和27年法律第117号)第3条および第5条の規定に基き、職員の懲戒免除および収入役の責任に基く債務の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の懲戒免除)

第2条 職員(この条例施行の日前に職員でなくなつたものを含む。)のうち、昭和27年4月28日前の行為について法令に基く条例に規定する懲戒処分を受けたものに対しては、将来に向つてその懲戒を免除し、同日前の行為についてまだ法令および法令に基く条例の規定による懲戒処分を受けていないものに対しては、懲戒を行わない。

(収入役等の賠償の責任に基く債務の免除)

第3条 収入役、その他法令の規定に基いて現金または物品を保管する職員(この条例施行の日前にこれらの職員でなくなつたものを含む。)の賠償の責任に基く債務で、昭和27年4月28日前における事由に係るものは、将来に向つて免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年4月28日から適用する。

市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給与の特例)

第1条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、市長、副市長、教育長、常勤監査委員、水道事業管理者及び病院事業管理者に対する給料月額(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)第4条第1項第1号、松戸市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年松戸市条例第19号)第10条及び松戸市病院事業の設置等に関する条例(昭和43年松戸市条例第18号)第12条の規定による給料月額をいう。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(特定管理職員の給与の特例)

第2条 特例期間においては、職員(松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年松戸市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者であって、給与条例第9条の2第1項の規定により管理職手当を支給されるものをいう。以下「特定管理職員」という。)に対する俸給月額(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年松戸市条例第38号。以下「平成18年改正給与条例」という。)附則第6項(松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年松戸市条例第14号。以下「平成24年改正給与条例」という。)附則第10項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、平成18年改正給与条例附則第7項(平成24年改正給与条例附則第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)又は平成18年改正給与条例附則第8項及び平成24年改正給与条例附則第6項から第9項までの規定による俸給を含み、当該特定管理職員が給与条例第14条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額(平成18年改正給与条例附則第6項から第8項まで及び平成24年改正給与条例附則第6項から第9項までの規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該特定管理職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
行政職俸給表	5級又は6級	100分の1
	7級以上	100分の3
医療職俸給表(二)	5級又は6級	100分の1
	7級	100分の3
医療職俸給表(三)	5級又は6級	100分の1
	7級	100分の3
教育職俸給表	4級	100分の1
	5級	100分の3

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち、給与条例第14条の2第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該特定管理職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給与条例第14条の2第1項 前項に定める額
- (2) 給与条例第14条の2第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 給与条例第14条の2第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該特定管理職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、特定管理職員についての給与条例第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該特定管理職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から給与条例附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(部分休業の承認を受けた職員の給与の特例)

第3条 特例期間においては、松戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年松戸市条例第19号)第10条の規定の適用については、同条中「給与条例第19条」とあるのは、「市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成24年松戸市条例第14号)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合及び同条例第4条第2項において準用する場合を含む。)」とする。

(特定任期付職員の給与の特例)

第4条 特例期間においては、松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成23年松戸市条例第2号。以下「任期付条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 任期付条例第7条第1項に規定する俸給表の号俸が1号俸から4号俸までの職員 100分の1
- (2) 任期付条例第7条第1項に規定する俸給表の号俸が5号俸以上の職員 100分の3

2 特例期間においては、第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する給与条例第14条の2第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給及び給与条例第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項各号列記以外の部分中「当該特定管理職員」とあるのは「当該職員」と、同項第1号及び第2号中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、同項第3号中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「当該特定管理職員」とあるのは「当該職員」と、同条第3項中「特定管理職員について」とあるのは「第4条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について」と、「当該特定管理職員の支給減額率」とあるのは「第4条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

(端数計算)

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 (略)

市長の退職手当の特例に関する条例

平成22年7月3日において市長の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)第6条の2の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市長の受ける給料の月額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長等の給与及び一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例(平成10年松戸市条例第30号。以下「特例条例」という。)第1条に規定する市長の受ける給料の月額の特例を定めるものとする。

(給料の月額の特例)

第2条 平成13年6月1日から平成14年2月28日までの間における市長の受ける給料の月額は、特例条例第1条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる給料の月額から、当該給料の月額及びこれに対する調整手当の額の合計額の10分の1に相当する額を減じた額とする。

2 平成13年9月1日から同年11月30日までの間における市長の受ける給料の月額に係る前項の規定の適用については、同項中「10分の1」とあるのは「10分の2」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

労働基準法の施行に伴う吏職員に係わる給与の応急措置に関する条例

市長の補助機関(専門委員を除く。)およびこれに属する公務に従事する者であつて常時勤務に服する者(以下「職員」という。)および職員の遺族または職員の死亡当時その収入によつて生計を維持して居た者に対する給与で労働基準法(同法第20条および第21条を除く。)の定める労働条件に相当するものが当該基準による給与の額に達しないときはその基準による給与の額に達するまで給与を増額して支給する。

前項の規定による給与の支給手続その他必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から、これを施行する。

私立高等学校誘致に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の地域的发展と人口増加に対応し、市内に私立高等学校(以下単に「高校」という。)を誘致し、進学に伴う隘路を開き、高等普通教育の振興を図ることを目的とする。

(誘致委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、市に高校誘致委員会(以下単に「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、高校誘致に関し必要な調査を行い市長の諮問に応じまたは建議する。

3 委員会は、委員15名以内をもつて組織し、市議会議員および学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(学校法人に対する助成)

第3条 第1条の主旨に則り、市内に高校を設立しようとする学校法人に対し、市は私立学校法(昭和24年法律第270号)第59条第1項の規定により、必要な助成を行うことができる。

2 当該学校法人が、前項により市の援助を受けようとするときは、市長に対し次の書類を添付して申請書を提出しなければならない。

(1) 設立趣意書

(2) 校則

(3) 事業計画書

(4) 予算書

3 前項各号の外必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

学校法人の助成に関する条例

第1条 私立学校法(昭和24年法律第270号)第59条第1項の規定により学校法人が市に援助を申請しようとするときは、次の書類を添付して市長に申請書を提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 援助による事業その他の計画書
- (3) 収支予算書(最近年度のもの)
- (4) 財産目録
- (5) 収支計算書(最近年度のもの)
- (6) 当該学校法人の設置する私立学校の学則
- (7) 前号の私立学校の在学者数および職員組織

2 前項のほか、援助の種類に応じ必要な手続があるときは、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松戸市保育手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、保護者が労働または疾病等によりその監護すべき児童の保育に欠けると認められる場合、その保護者に対し、保育手当(以下「手当」という。)を支給し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例で「児童」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この条例で「保護者」とは、親権者、後見人、その他の者で、現に児童を養育している者をいう。

(受給資格者)

第3条 手当の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、労働、疾病等のため自ら監護すべき児童の保育を他に委託しているものとする。

(申請および認定)

第4条 保護者が手当の支給を受けようとするときは、市長に申請書を提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、その結果を申請者に通知するものとする。

(手当の額)

第5条 手当の額は、月を単位として児童1人につき次の区分により支給する。

階層	階層区分	支給額
1	前年度の所得税が課税されていない世帯	10,000 円
2	前年度の所得税額が 100 円以上 3,000 円未満の世帯	9,000 円
3	前年度の所得税額が 3,000 円以上 45,000 円未満の世帯	7,000 円
4	前年度の所得税額が 45,000 円以上 90,000 円未満の世帯	5,000 円
5	前年度の所得税額が 90,000 円以上 200,000 円未満の世帯	3,000 円

(支給期間)

第6条 手当の支給は、受給資格が第4条の規定により認定を受けた日の属する月から受給権を失った日の属する月までとする。

(支給期月)

第7条 手当は、毎年7月、10月、1月および4月の4期に区分し、前3月分を支給する。

(支給制限)

第8条 手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 受託者と保護者が1親等の親族関係にあるとき。
- (2) 当該児童が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置を受けたとき又は同法第39条の規定による保育所に入所しているとき。
- (3) 保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。
- (4) 当該児童が学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条に規定する幼稚園又はこれに準ずると認

められる施設に入園しているとき。

(5) その他市長が特に支給を不相当と認めたとき。

(支給停止)

第9条 保護者が、次の各号の一に該当したときは、手当の一部または全部の支給を停止することができる。

(1) 児童の監護を著しく怠っているとき。

(2) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 正当な理由がなくて第12条の規定による調査に応じなかつたとき。

(資格の消滅)

第10条 この条例による手当の支給を受けている保護者(以下「受給者」という。)が、次の各号の一に該当したときは、受給権を失なうものとする。

(1) 保護者でなくなつたとき。

(2) 第3条に規定する受給資格者でなくなつたとき。

(届出の義務)

第11条 保護者は、次の各号の事由が生じたときは、市長にすみやかに届け出なければならない。

(1) 第3条に規定する受給資格に変更があつたとき。

(2) 第5条に規定する階層区分に変更があつたとき。

(3) 第8条に規定する支給制限に該当したとき。

(4) 受給者を変更したとき。

(調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者または受給者に対して、受給資格の有無の認定に必要な書類を提出させ、または職員に調査させることができる。

(返還)

第13条 市長は、偽りの申請その他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、その者に対して、既に支給した手当の全部または一部を返還させることができる。

(未支払いの手当)

第14条 受給者が死亡した場合等において、その死亡した者等に対して支払うべき手当で未支払額があるときは、その者と世帯を同じくする配偶者、後見人、その他の保護者の順序により未支払いの手当を支給することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

平成 28 年度及び平成 29 年度に係る松戸市保育士就職支援資金貸付金の返還に係る債務を
免除する条例

市長は、平成 28 年度及び平成 29 年度の予算に係る次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が同表中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、同表右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
保 育 士 就 職 支 援資金 新たに保育士資格を取得し、市内の民間保育所等に採用が決定した保育士（以下「対象保育士」という。）に就職準備金として貸付け等を行う保育所等を運営する法人に対して貸し付けた資金	1 借受人が採用した対象保育士が、次の各号のいずれかに該当し、借受人が、当該資金の返還債務を免除したとき。 (1) 当該保育所等に引き続き 2 年間（災害、疾病、出産等のやむを得ない事情により当該保育所等に勤務できなかったと市長が認める期間を除く。）以上勤務したとき。 (2) 前号に規定する勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき又はその職務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき。 2 その他市長が特に必要があると認めたとき。	債務の全部 又は一部

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

松戸市不燃建築促進に関する建築資金利子補給金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、主として市街地再開発事業施行地域内に、中高層不燃建築物を共同して建築する者が、金融機関から受けた融資について利子補給金(以下「補給金」という。)を交付し、もって不燃建築物の普及と市街地近代化の促進をはかることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第2項に規定する業を営む銀行及び公庫、信用金庫等許認可庁の許可又は認可を得て業を行う機関をいう。
- (2) 不燃建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2および同条第9号の3に規定する耐火建築物および簡易耐火建築物をいう。

(申請資格)

第3条 申請者は、次の資格を備えていなければならない。

- (1) 市内に引き続き2年以上居住している者
- (2) 市内に主たる事務所または事業所を有し、引き続き2年以上事業を営む者
- (3) 申請期日までの租税その他の公課を完納していること。

(補給基準)

第4条 補給金は、借入金利子の2分の1以下とし、1件について年額500万円をこえない範囲とする。

2 補給金の交付期間は2年以内とする。

(申請)

第5条 補給金の交付を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、適当と認めたときは、すみやかに申請者に通知するものとする。

(目的外使用の禁止)

第6条 この条例の規定により受けた補給金は、他の目的に使用してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者がいるときは、補給金の全部または一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第7条 この条例につき必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松戸市不燃建築物促進のためにする金融機関の貸付けに対する保証条例

(目的)

第1条 この条例は、松戸市(以下「市」という。)が指定する区域内において不燃建築物の建築を促進し、市の近代的発展と商業の振興に寄与するため中高層不燃建築物を共同して建築する建築主に対して、金融機関が直接取扱う金銭消費貸借契約につき保証することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 金融機関 市長が、この条例により保証契約を締結することを承諾した金融機関であつて、銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第2項に規定する業を営む銀行及び公庫、信用金庫等許認可庁の許可又は認可を得て業を営む機関をいう。
- (2) 代表債務者 この条例に基づく債務者の連帯保証により金融機関から貸付を受けた者をいう。
- (3) 債務者 代表債務者から更に貸付を受けた者(代表債務者となつた者を含む。)をいう。
- (4) ブロツク 市長が指定する区域内に居住する代表債務者および債務者の一群をいう。
- (5) 不燃建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物で地上階数3以上のものもしくは高さ11メートル以上のものまたは基礎および主要構造部を地上階数3以上の増築を予定した構造をもつ2階建以上のものであつて、かつ、建築延面積が1,000平方メートル以上のものをいう。

(保証すべき債務)

第3条 市が保証する債務は、この条例施行の日から昭和55年3月31日までの間において、金融機関が代表債務者に対して貸し付けたものに限る。

(貸付の方針)

第4条 金融機関は、不燃建築物促進の趣旨により慎重かつ迅速に貸付を受けられるよう努めなければならない。

(貸付の対象)

第5条 貸付の対象は、建築主が2人以上のブロツクを構成し、不燃建築物造成のため、金融機関から貸付を受けることに協議の整つたもので、かつ、金融機関が7年以内に元利返済の見通しがあるものと認めた者でなければならない。

第6条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により第2条第5号に定める不燃建築物を共同して建築することができない建築主であつて、市長が特に必要と認める者については、この条例を適用することができる。

(代表債務者の選定)

第7条 金融機関から貸付の対象者として認められた者は、第8条に規定する代表債務者となる者1人を選定しなければならない。

(代表債務者の資格要件)

第8条 前条により代表債務者となるべき者は、市内に住所を有する者で市長および金融機関において適当と認めた者でなければならない。

(代表債務者の責務)

第9条 代表債務者は、金融機関に対し、連帯して債務を負担するものとする。

2 代表債務者は、ブロックの代表的立場において常に金融機関と連携して債務の完済に努めなければならない。

(債務者の責務)

第10条 債務者は、2人以上の保証人を付け、債務の完済に努めなければならない。

2 債務者は、代表債務者と金融機関との金銭消費貸借契約に対して連帯保証するものとする。

3 債務者は、融資を受けた額をこの条例の趣旨に反する他の用途にあててはならない。

(貸付の条件)

第11条 利子および支払方法等貸付の条件は、金融機関の定めるところによる。

(貸付の手続)

第12条 金融機関は、借入の申込みを受けたときはその資格要件を調査し、意見を付して市長に保証を申請するものとする。

2 前項の保証の申請をする場合は、代表債務者および債務者の名簿ならびに資産信用調査書を添付しなければならない。

(申請内容の調査)

第13条 市長は、前条の申請を受理したときは、代表債務者および債務者から事情を聴取し、かつ、所要の調査を行なうものとする。

(保証債務審査会の設置)

第14条 市長は、保証に関する事項を審査しその条例の趣旨に従い適切円滑な運営を図るため、松戸市保証債務審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

(保証契約の締結)

第15条 市長は、第13条に規定する調査の結果を審査会にはかり、申請ブロックごとに保証すべき額を決定して保証契約を締結するものとする。

(保証債務履行の条件)

第16条 市は、金融機関が故意もしくは重大な過失またはこの条例に違反することによつて、代表債務者から債務の弁済を受けることができない部分の保証債務については、その義務は負わない。

2 債務者が第9条および第10条の規定に違反した場合においても前項と同様とする。

(弁済の請求)

第17条 金融機関は、償還期限（割賦弁済の定めあるものはその期限）到来後6か月を経過しても弁済不可能の者があるときは事由を付し、市長に弁済を請求することができる。

(弁済額の決定)

第18条 市長は、前条の請求がなされたときは審査会にはかり弁済額を決定し、支払の方法を講ずるものとする。

(金融機関との関係)

第19条 金融機関は、貸付を行なったときはそのつど、遅滞なく市長に報告しなければならない。

第20条 金融機関は、貸付金の使途、回収および付帯条件の履行状況について最善の注意を払い、必要があるときは適切な措置をとるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

第21条 金融機関は、融資した額の弁済が2か月以上延滞した場合は、遅滞なくその状況を市長に報告しなければならない。

第22条 金融機関は、毎月末現在で翌月10日までに各ブロックの回収状況を市長に報告しなければならない。

(適用の除外)

第23条 不燃建築物であつても、もつぱら人の居住の用に供する家屋または工場、倉庫等の建築物についてはこの条例は適用しないものとする。

（施行規定）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 （略）

松戸市不燃建築物促進のための助成条例

(目的)

第1条 この条例は、松戸市が指定する区域内において、不燃建築物の建築を促進し、火災その他の災害を防止するとともに市街地の近代化と商業の振興に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 不燃建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、地上階数3以上のものもしくは高さ11メートル以上のものまたは基礎および主要構造部を地上階数3以上の増築を予定した構造をもつ2階建以上のものであつて、かつ、建築延面積が1,000平方メートル以上のものをいう。
- (2) 共同建築主 2人以上の共同により不燃建築物を建築する建築主をいう。

(助成金の交付)

第3条 不燃建築物の共同建築主に対して、当該建築物にかかる固定資産税の額の2分の1に相当する額を予算の範囲内において助成金として交付する。ただし、やむを得ない事情により共同して建築することができない建築主であつて、市長が特に必要と認めるものについてもまた同様とする。

2 前項における助成金は、当該建築物に対し、最初に課税されることとなつた年度から5年に限り、それぞれ交付するものとする。

3 第1項の不燃建築物の承継者については、これを建築主とみなし同項および前項の規定を適用する。この場合においては、承継者が助成金を受ける期間は、第1項の建築主が交付を受けた期間の残期間とする。

(助成金交付の対象となる建築物の範囲)

第4条 前条の助成金交付の対象となる建築物は、地方税法(昭和25年法律第226号)により固定資産税を課される不燃建築物とする。ただし、同法本法附則第16条第2項の規定により固定資産税の軽減を受けることとなつた建築物を除く。

(助成金交付の申請)

第5条 この条例により、助成金の交付を受けようとする者は、毎年度3月5日までに市長に申請しなければならない。

(助成金交付の制限)

第6条 この条例による助成金は、助成金を受けようとする者の当該年度の固定資産税が完納された後でなければ交付することができない。

(施行規定)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年度までの間において初めて固定資産税の課税客体となつたものに適用する。

議 案 第 20 号

松戸市文化スポーツ振興基金条例の制定について

松戸市文化スポーツ振興基金条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

松戸市文化スポーツ振興基金を設置することにより、本市の文化芸術及びスポーツの振興に資する活動を一体的かつ持続的に支えるため。

松戸市文化スポーツ振興基金条例

(設置)

第1条 本市の文化芸術及びスポーツの振興に資する活動を一体的かつ持続的に支えるため、松戸市文化スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置目的に沿う事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松戸市スポーツ振興基金条例の廃止)

2 松戸市スポーツ振興基金条例（平成24年松戸市条例第5号）は、廃止する。

松戸市スポーツ振興基金条例

(設置)

第1条 本市のスポーツ活動の振興に資するため、松戸市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置目的に沿う事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議 案 第 21 号

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、条例で引用する同法の条
項を整備するため。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年松戸市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（事業系一般廃棄物の処理） 第２０条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、その種類ごとに、法第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準、<u>同条第３項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準</u>その他生活環境の保全上支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。 ２・３ （略）	（事業系一般廃棄物の処理） 第２０条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、その種類ごとに、法第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準、<u>同条第４項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準</u>その他生活環境の保全上支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。 ２・３ （略）
（縦覧等の対象となる施設） 第４２条 法第９条の３第２項（同条第９項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は<u>法第９条の３の３第２項（同条第３項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第９条の３第１項又は法第９条の３の３第１項に規定する調査（第４６条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) （略）	（縦覧等の対象となる施設） 第４２条 法第９条の３第２項（同条第９項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は<u>法第９条の３の３第３項（同条第４項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第９条の３第１項又は法第９条の３の３第１項に規定する調査（第４６条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) （略）

(縦覧等の告示) 第43条 市長は、<u>法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項</u>の規定により、調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。 (縦覧の場所及び期間) 第44条 <u>法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項</u>の規定による調査書の縦覧の場所は、前条の規定による告示において指定する。 2 <u>法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項</u>の規定による調査書の縦覧期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、市長は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。 (意見書の提出先及び提出期限) 第45条 <u>法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項</u>の規定により対象施設の設置又は変更(法第9条の3第8項(法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による届出を要する変更に限る。次条及び第47条において同じ。)に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先は、第43条の規定による告示において指定する。 2 (略) (環境影響評価との関係) 第46条 対象施設の設置又は変更に関し、<u>環境影響調査法(平成9年法律第81号)</u>又は<u>千葉県環境影響評価条例(平成10年千葉県条例第26号)</u>に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に規定する手続を経たものとみなす。	(縦覧等の告示) 第43条 市長は、<u>法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第3項</u>の規定により、調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。 (縦覧の場所及び期間) 第44条 <u>法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第3項</u>の規定による調査書の縦覧の場所は、前条の規定による告示において指定する。 2 <u>法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第3項</u>の規定による調査書の縦覧期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、市長は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。 (意見書の提出先及び提出期限) 第45条 <u>法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第3項</u>の規定により対象施設の設置又は変更(法第9条の3第8項(法第9条の3の3第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による届出を要する変更に限る。次条及び第47条において同じ。)に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先は、第43条の規定による告示において指定する。 2 (略) (環境影響評価との関係) 第46条 対象施設の設置又は変更に関し、<u>環境影響評価法(平成9年法律第81号)</u>又は<u>千葉県環境影響評価条例(平成10年千葉県条例第26号)</u>に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に規定する手続を経たものとみなす。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 22 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で引用する法律の条項を整備するため。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市景観条例の一部改正）

第1条 松戸市景観条例（平成23年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（届出の適用除外行為） 第7条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しない行為は、別表に定めるとおりとする。	（届出の適用除外行為） 第7条 法第16条第8項第12号に規定する届出を要しない行為は、別表に定めるとおりとする。

（松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第2条 松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業施行条例（平成31年松戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（学識経験者の補充） 第16条 （略） 2 学識経験を有する者のうちから選任された委員が、法第63条第4項第2号又は第3号の規定に該当することとなったときは、市長は、これを解任して他の者を委員に選任する。	（学識経験者の補充） 第16条 （略） 2 学識経験を有する者のうちから選任された委員が、法第63条第4項第2号の規定に該当することとなったときは、市長は、これを解任して他の者を委員に選任する。
（換地処分前の使用） 第22条 施行者は、前条の規定による通知後、換地処分の前においても、法第93条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられるように定められた者に対し、契約により、法第104条第7項の規定により取得することとなるべき建築物の一部を使用収益させることができる。	（換地処分前の使用） 第22条 施行者は、前条の規定による通知後、換地処分の前においても、法第93条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられるように定められた者に対し、契約により、法第104条第8項の規定により取得することとなるべき建築物の一部を使用収益させることができる。

(清算金の算定) 第26条 (略) 2 法第90条、<u>第91条第4項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た額とする。	(清算金の算定) 第26条 (略) 2 法第90条、<u>第91条第3項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た額とする。
---	---

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 改正法の施行の日
- (2) 第2条中松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地地区画整理事業施行条例第16条第2項の改正規定 公布の日

松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

受益者負担の適正化を図ることを目的として、自転車駐車場の使用料を改定するほか、所要の改正を行うため。

松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

松戸市自転車駐車場条例（平成８年松戸市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（設置） 第２条 （略） ２ 駐車場の名称及び<u>位置</u>は、<u>規則で定める</u>。 （定義） 第２条の２ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) （略） (4) 自転車等 自転車、<u>原動機付自転車及び普通自動二輪車</u>をいう。 （使用許可） 第５条 駐車場を定期使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、一時使用にあつては、<u>次条</u>に定めるところにより使用料を納付することにより使用することができる。	（設置） 第２条 （略） ２ 駐車場の名称及び<u>所在地</u>は、<u>別表第１のとおりとする</u>。 （定義） 第２条の２ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) （略） (4) <u>バイク</u> <u>原動機付自転車及び普通自動二輪車</u>をいう。 (5) 自転車等 自転車<u>及びバイク</u>をいう。 (6) <u>市内在住者</u> <u>駐車場を使用する日において、住民基本台帳法(昭和４２年法律第８１号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。</u> (7) <u>市外在住者</u> <u>市内在住者以外の者をいう。</u> （使用許可） 第５条 駐車場を定期使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、一時使用にあつては、<u>次条第２項及び第３項</u>に定めるところにより使用料を納付することにより使用することができる。

2 (略)

(使用料)

第6条 駐車場を使用する者は、規則で定めるところにより、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、一時使用にあつては、機械装置により自転車等を駐車させる構造の駐車場（以下「機械式駐車場」という。）を使用する場合を除き、当該使用料に相当する回数券の使用をもって使用料の納付に代えることができる。

2 前項の回数券の種類及び料金は、別表第2のとおりとする。

できる。

2 (略)

(使用料)

第6条 駐車場の定期使用をする者は、別表第2に定める使用料を別表第3に掲げる使用料区分に応じて納付しなければならない。

2 駐車場の一時使用をする者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、機械装置により自転車等を駐車させる構造の駐車場（以下「機械式駐車場」という。）を使用する場合を除き、同表に定める当該使用料に相当する回数券の使用をもって使用料の納付に代えることができる。

3 前項の回数券の種類及び料金は、別表第5のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

名称	所在地
松戸駅東口自転車駐車場	松戸市松戸1, 2 4 3 番地の3
松戸駅東口高架下自転車駐車場	松戸市根本4 4 8 番地の7
松戸駅東口相模台自転車駐車場	松戸市岩瀬4 8 7 番地の7
松戸駅東口第2自転車駐車場	松戸市松戸1, 1 7 3 番地の4
松戸駅西口公園下自転車駐車場	松戸市本町2 2 番地の3
松戸駅西口高架下自転車駐車場	松戸市根本1 6 番地の10
松戸駅西口第1自転車駐車場	松戸市根本4 7 8 番地の9

松戸駅西口第2自転車 駐車場	松戸市根本8番地の7
松戸駅西口第3自転車 駐車場	松戸市松戸1, 286番 地の6
松戸駅西口第4自転車 駐車場	松戸市本町23番地の 2
松戸駅西口第5自転車 駐車場	松戸市松戸1, 286番 地の1
松戸駅西口第6自転車 駐車場	松戸市松戸1, 422番 地の2
松戸駅西口第7自転車 駐車場	松戸市松戸1, 789番 地
北松戸駅東口第1自転 車駐車場	松戸市上本郷888番 地の6
北松戸駅東口第2自転 車駐車場	松戸市上本郷905番 地の8
北松戸駅東口第3自転 車駐車場	松戸市上本郷399番 地先
北松戸駅西口自転車駐 車場	松戸市上本郷530番 地の1
馬橋駅東口高架下自転 車駐車場	松戸市中根39番地の 1
馬橋駅西口高架下自転 車駐車場	松戸市西馬橋幸町4番 地の12
馬橋駅西口第2自転車 駐車場	松戸市西馬橋蔵元町4 2番地
新松戸駅東口第1自転 車駐車場	松戸市幸谷613番地 の1の一部
新松戸駅西口第1自転 車駐車場	松戸市新松戸一丁目4 63番地
新松戸駅西口第2自転 車駐車場	松戸市新松戸一丁目3 27番地先
新松戸駅西口第3自転 車駐車場	松戸市新松戸四丁目2 97番地
新松戸駅西口第4自転 車駐車場	松戸市新松戸四丁目3 08番地
新松戸駅西口第5自転 車駐車場	松戸市新松戸三丁目4 59番地
新松戸駅西口第7自転	松戸市新松戸一丁目3

車駐車場	60番地
新松戸駅西口第8自転車駐車場	松戸市新松戸二丁目10番地の1
新松戸駅西口高架下第1自転車駐車場	松戸市幸谷1,198番地の4
新松戸駅西口高架下第2自転車駐車場	松戸市新松戸二丁目405番地
新松戸駅西口高架下第4自転車駐車場	松戸市新松戸一丁目301番地の3
北小金駅南口第1自転車駐車場	松戸市小金443番地の16
北小金駅南口第2自転車駐車場	松戸市小金きよしヶ丘一丁目2番地の9
北小金駅南口高架下自転車駐車場	松戸市小金きよしヶ丘一丁目1番地
北小金駅北口第1自転車駐車場	松戸市東平賀241番地の4
北小金駅北口第2自転車駐車場	松戸市殿平賀186番地の10
北小金駅北口参道第1自転車駐車場	松戸市平賀19番地の8
北小金駅北口高架下自転車駐車場	松戸市東平賀235番地の4
小金城趾駅第1自転車駐車場	松戸市大金平四丁目212番地の7
松戸新田駅北口第1自転車駐車場	松戸市松戸新田420番地の1
稔台駅南口第1自転車駐車場	松戸市稔台七丁目1番地の8
八柱駅南口第1自転車駐車場	松戸市日暮一丁目4番地の3
八柱駅南口第2自転車駐車場	松戸市日暮三丁目6番地の3
八柱駅南口第3自転車駐車場	松戸市日暮三丁目4番地の1
八柱駅北口第1自転車駐車場	松戸市日暮二丁目4番地の1
八柱駅北口第2自転車駐車場	松戸市日暮一丁目1番地の14

八柱駅北口第3自転車 駐車場	松戸市日暮二丁目5番 地の12
常盤平駅南口第1自転 車駐車場	松戸市常盤平二丁目3 4番地
常盤平駅北口第1自転 車駐車場	松戸市常盤平一丁目2 9番地
常盤平駅北口第2自転 車駐車場	松戸市常盤平一丁目3 1番地
常盤平駅北口第3自転 車駐車場	松戸市常盤平一丁目3 1番地
五香駅東口第2自転車 駐車場	松戸市金ヶ作422番 地
五香駅東口第3自転車 駐車場	松戸市五香一丁目1番 地
五香駅東口第4自転車 駐車場	松戸市五香六丁目3番 地の1
五香駅西口第2自転車 駐車場	松戸市常盤平五丁目2 8番地
五香駅西口第3自転車 駐車場	松戸市常盤平五丁目2 9番地
六実駅第1自転車駐車 場	松戸市六実四丁目7番 地の2
六実駅第2自転車駐車 場	松戸市六実三丁目8番 地の13
矢切駅第1自転車駐車 場	松戸市下矢切150番 地の7
矢切駅第2自転車駐車 場	松戸市栗山121番地 の48
矢切駅第3自転車駐車 場	松戸市栗山18番地の 2
東松戸駅東口第1自転 車駐車場	松戸市東松戸一丁目1 04番地
東松戸駅東口第2自転 車駐車場	松戸市東松戸一丁目1 番地の1
松飛台駅第1自転車駐 車場	松戸市紙敷一丁目4番 地の14
松飛台駅第2自転車駐 車場	松戸市紙敷一丁目34 番地の4

別表第1（第6条関係）

駐車場使用料

区分			最寄りの駅からの距離が200メートル以内の駐車場		最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐車場	
			屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし
定期使用	自転車	一般	1,570円	1,040円	1,250円	830円
		高校生以下	1,040円	730円	830円	520円
	（月額） 原動機付自転車及び普通自動二輪車		2,300円	1,780円	1,880円	1,460円
二時使用	自転車		(1) 機械式駐車場以外の駐車場 1日1回につき100円 (2) 機械式駐車場 24時間までごとに100円。ただし、駐車後2時間まで無料			
	原動機付自転車及び普通自動二輪車		(1) 機械式駐車場以外の駐車場 1日1回につき150円 (2) 機械式駐車場 24時間までごとに150円。ただし、駐車後2時間まで無料			

備考 1回の駐車が2日以上にわたるときの機械式駐車場以外の駐車場における一時使用の使用料の額は、駐車した日から出場した日までの日をそれぞれ1日として計算する。

別表第2（第6条関係）

使用料区分	自転車			バイク	
	市内在住（高校生以下を除く。）	市外在住（高校生以下を除く。）	高校生以下	市内在住	市外在住
区分1	2,200円	2,500円	1,320円	3,000円	4,200円
区分2	1,980円	2,250円	1,180円	2,700円	3,780円
区分3	1,760円	2,000円	1,050円	2,400円	3,360円
区分4	1,540円	1,750円	920円	2,100円	2,940円
区分5	1,320円	1,500円	790円	1,800円	2,520円
区分6	1,100円	1,250円	660円	1,500円	2,100円
区分7	880円	1,000円	520円	1,200円	1,680円
区分8	660円	750円	390円	900円	1,260円
区分9	440円	500円	260円	600円	840円

備考 1月当たりの使用料の額とする。

別表第3（第6条関係）

駐車場の駐車位置	車種	使用料 区分
松戸駅東口自転車駐車場 1階	自転車	区分1
松戸駅東口自転車駐車場 2階	自転車	区分2
松戸駅東口自転車駐車場 3階	自転車	区分3
松戸駅東口自転車駐車場 4階	自転車	区分5
松戸駅東口高架下自転車駐車場	自転車	区分4
1階		
松戸駅東口高架下自転車駐車場	自転車	区分5
2階		
松戸駅東口高架下自転車駐車場	バイク	区分3
松戸駅西口公園下自転車駐車場	自転車	区分4
松戸駅西口高架下自転車駐車場	自転車	区分4
1階		
松戸駅西口高架下自転車駐車場	自転車	区分5
2階		
松戸駅西口高架下自転車駐車場	自転車	区分6
3階		
松戸駅西口高架下自転車駐車場	バイク	区分3
松戸駅西口第1自転車駐車場	自転車	区分6
松戸駅西口第2自転車駐車場	自転車	区分6
松戸駅西口第4自転車駐車場	自転車	区分4
松戸駅西口第4自転車駐車場	バイク	区分3
松戸駅西口第5自転車駐車場	自転車	区分6
松戸駅西口第7自転車駐車場	自転車	区分9
松戸駅西口第7自転車駐車場	バイク	区分8
北松戸駅東口第1自転車駐車場	自転車	区分4
北松戸駅東口第1自転車駐車場	バイク	区分3
北松戸駅東口第2自転車駐車場	自転車	区分3
北松戸駅東口第3自転車駐車場	自転車	区分5
北松戸駅西口自転車駐車場 1階	自転車	区分5
北松戸駅西口自転車駐車場 2階	自転車	区分6
北松戸駅西口自転車駐車場 3階	自転車	区分8
北松戸駅西口自転車駐車場	バイク	区分4
馬橋駅東口高架下自転車駐車場	自転車	区分5

<u>A 区画</u>		
馬橋駅東口高架下自転車駐車場	自転車	区分 6
<u>B 区画</u>		
馬橋駅東口高架下自転車駐車場	バイク	区分 5
馬橋駅西口高架下自転車駐車場	自転車	区分 6
<u>1 階</u>		
馬橋駅西口高架下自転車駐車場	自転車	区分 7
<u>2 階</u>		
馬橋駅西口高架下自転車駐車場	バイク	区分 5
新松戸駅東口第 1 自転車駐車場	自転車	区分 1
<u>1 階</u>		
新松戸駅東口第 1 自転車駐車場	自転車	区分 2
<u>2 階</u>		
新松戸駅東口第 1 自転車駐車場	自転車	区分 6
<u>3 階</u>		
新松戸駅東口第 1 自転車駐車場	バイク	区分 3
新松戸駅西口第 1 自転車駐車場	自転車	区分 5
新松戸駅西口第 2 自転車駐車場	自転車	区分 6
新松戸駅西口第 2 自転車駐車場	バイク	区分 4
新松戸駅西口第 3 自転車駐車場	自転車	区分 5
新松戸駅西口第 4 自転車駐車場	自転車	区分 5
新松戸駅西口第 5 自転車駐車場	自転車	区分 5
新松戸駅西口高架下第 1 自転車	自転車	区分 4
駐車場 <u>1 階</u>		
新松戸駅西口高架下第 1 自転車	自転車	区分 5
駐車場 <u>2 階</u>		
新松戸駅西口高架下第 2 自転車	自転車	区分 6
駐車場		
新松戸駅西口高架下第 2 自転車	バイク	区分 5
駐車場		
新松戸駅西口高架下第 4 自転車	自転車	区分 8
駐車場		
新松戸駅西口高架下第 4 自転車	バイク	区分 7
駐車場		
北小金駅南口第 1 自転車駐車場	自転車	区分 3
<u>1 階</u>		
北小金駅南口第 1 自転車駐車場	自転車	区分 3
<u>2 階</u>		
北小金駅南口第 1 自転車駐車場	自転車	区分 4

3階A区画		
北小金駅南口第1自転車駐車場	自転車	区分6
3階B区画		
北小金駅南口第1自転車駐車場	自転車	区分8
4階		
北小金駅南口第2自転車駐車場	バイク	区分4
北小金駅南口高架下自転車駐車場	自転車	区分4
北小金駅北口第1自転車駐車場	自転車	区分3
北小金駅北口第2自転車駐車場	自転車	区分4
北小金駅北口参道第1自転車駐車場 1階	自転車	区分4
北小金駅北口参道第1自転車駐車場 2階	自転車	区分5
北小金駅北口高架下自転車駐車場	バイク	区分3
松戸新田駅北口第1自転車駐車場	自転車	区分6
松戸新田駅北口第1自転車駐車場	バイク	区分5
稔台駅南口第1自転車駐車場 1階	自転車	区分4
稔台駅南口第1自転車駐車場 2階	自転車	区分5
稔台駅南口第1自転車駐車場	バイク	区分5
八柱駅南口第1自転車駐車場 1階	自転車	区分1
八柱駅南口第1自転車駐車場 2階	自転車	区分2
八柱駅南口第1自転車駐車場 3階	自転車	区分4
八柱駅南口第2自転車駐車場	自転車	区分7
八柱駅南口第3自転車駐車場	自転車	区分5
八柱駅北口第1自転車駐車場	自転車	区分2
八柱駅北口第2自転車駐車場	バイク	区分3
八柱駅北口第3自転車駐車場	自転車	区分5
八柱駅北口第3自転車駐車場	バイク	区分3
常盤平駅北口第1自転車駐車場	自転車	区分3
常盤平駅北口第1自転車駐車場	バイク	区分2

常盤平駅北口第2自転車駐車場	自転車	区分4
常盤平駅北口第2自転車駐車場	バイク	区分3
常盤平駅北口第3自転車駐車場	自転車	区分2
1階		
常盤平駅北口第3自転車駐車場	自転車	区分3
2階		
常盤平駅北口第3自転車駐車場	自転車	区分5
3階		
五香駅東口第2自転車駐車場	自転車	区分4
1階		
五香駅東口第2自転車駐車場	自転車	区分5
2階		
五香駅東口第2自転車駐車場	自転車	区分8
3階		
五香駅東口第2自転車駐車場	バイク	区分3
五香駅東口第3自転車駐車場	自転車	区分3
五香駅東口第4自転車駐車場	自転車	区分6
五香駅西口第2自転車駐車場	自転車	区分3
六実駅第1自転車駐車場	自転車	区分5
六実駅第2自転車駐車場 1階	自転車	区分4
六実駅第2自転車駐車場 2階	自転車	区分5
六実駅第2自転車駐車場 3階	自転車	区分8
六実駅第2自転車駐車場	バイク	区分3
矢切駅第1自転車駐車場	自転車	区分5
矢切駅第2自転車駐車場	自転車	区分5
矢切駅第3自転車駐車場	自転車	区分5
矢切駅第3自転車駐車場	バイク	区分4
松飛台駅第2自転車駐車場	自転車	区分7
松飛台駅第2自転車駐車場	バイク	区分6

別表第4（第6条関係）

区分	自転車	バイク
機械式駐車場以外の駐車場	1日1回につき150円	1日1回につき200円
機械式駐車場	24時間までごとに150円。ただし、駐車後2	24時間までごとに200円。ただし、駐車後2

	時間まで無料	時間まで無料
備考 1回の駐車が2日以上にわたるときの機械式駐車場以外の駐車場における一時使用の使用料の額は、駐車した日から出場した日までの日をそれぞれ1日として計算する。		

別表第2（第6条関係）

区分	料金	枚数
自転車	1,000円	100円券11枚
原動機付自転車及び普通自動二輪車	1,500円	150円券11枚

別表第5（第6条関係）

区分	料金	枚数
自転車	1,500円	150円券11枚
バイク	2,000円	200円券11枚

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定及び別表第3の規定は、施行日以後の定期使用に係る使用料について適用し、施行日前までの定期使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第4の規定及び別表第5の規定は、施行日以後の一時使用に係る使用料について適用し、施行日前までの一時使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の別表第2の規定により発行した回数券で現に存するものは、施行日以後においても、その額面金額によって、なお使用することができる。

議 案 第 24 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例及び松戸市病院事業使用料
及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例及び松戸市病院事業使用料及び手数料
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

松戸市病院事業第4次経営計画・経営強化プランに基づき、地域に必要な医療体制を維持しつつ、効率的な病床運営による収支構造の改善に向け、病床数の適正化を図るとともに、これに伴い生じるスペースを個室化等することにより、収益の確保及び療養環境の向上に資するため。

松戸市病院事業の設置等に関する条例及び松戸市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後																				
(経営の基本)			(経営の基本)																				
第3条 (略)			第3条 (略)																				
2・3 (略)			2・3 (略)																				
4 病院の病床数は、次のとおりとする。			4 病院の病床数は、次のとおりとする。																				
<table><tr><td>病床数</td><td>一般病床</td><td>感染症病床</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>松戸市立総合医療センター</td><td>592</td><td>8</td></tr></table>			病床数	一般病床	感染症病床	区分			松戸市立総合医療センター	592	8	<table><tr><td>病床数</td><td>一般病床</td><td>感染症病床</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>松戸市立総合医療センター</td><td>549</td><td>8</td></tr></table>			病床数	一般病床	感染症病床	区分			松戸市立総合医療センター	549	8
病床数	一般病床	感染症病床																					
区分																							
松戸市立総合医療センター	592	8																					
病床数	一般病床	感染症病床																					
区分																							
松戸市立総合医療センター	549	8																					

（松戸市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正）

第2条 松戸市病院事業使用料及び手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 前				改 正 後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種別		料金		種別		料金	
(略)				(略)			
病 室 使 用 料	(略)			病 室 使 用 料	(略)		
	個室	1床1日につき	10,000円		個室A	1床1日につき	10,000円
					個室B	1床1日につき	6,000円
(略)				2床室 1床1日につき 4,000円			
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、千葉県知事の病院開設変更に係る許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の松戸市病院事業使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の病室の利用に係る使用料について適用し、同日前までの病室の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議 案 第 25 号

財産の取得について

松戸市役所仮庁舎什器備品（新品）を取得することについて、次のとおり議決を求める。

令和8年9月1日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 財 産 の 表 示 | 松戸市役所仮庁舎什器備品（新品）（執務机、キャビネット、カウンター、スタッキングチェアほか） |
| 2 取 得 金 額 | 73,359,000 円 |
| 3 取 得 の 相 手 方 | 東京都北区神谷三丁目6番20号
株式会社ニトリ 法人&リフォーム事業部
ゼネラルマネジャー 奥 脇 祐 二 |

提 案 理 由

松戸市役所の仮庁舎移転に伴い必要となる新品の什器・備品を購入するため。

